追加資料１

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う利用者負担について（案）

平成２６年９月

豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

１　はじめに

平成２４年８月に公布された「子ども・子育て支援法」の制定や「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（「認定こども園法」）及び児童福祉法の改正などにより、平成２７年４月から、「子ども・子育て支援新制度」の開始が予定されています。

新制度では、保育所の利用者負担について、国から算定根拠の変更や保育時間の区分の新たな考え方が示されており、保育所の考え方に準じて利用者負担を設定している本市のこども園については、これらに対応することが必要となります。また、新制度に移行する私立幼稚園、私立認定こども園、地域型保育事業の利用者負担については、市町村が新たに設定することとされています。

このため、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議では、本市の実情を踏まえ、利用者負担について検討し、下記のとおり意見を申し添えますので、ご配慮願います。

２　概要

（１）こども園（公私立保育所・公立幼稚園）の利用者負担について
（２）新制度に移行する私立幼稚園・私立認定こども園・地域型保育事業の利用者負担について
（３）今後の課題について

３　意見

（１）こども園（公私立保育所・公立幼稚園）の利用者負担について

新制度への移行にあたっては、利用者に過度な不安を抱かせることがないよう、また、新制度への円滑な移行のため、現行の利用者負担が大きく変わることがないように配慮が必要と考えます。

①利用者負担の算定根拠の変更について

現在、こども園の保育料は、応能負担の原則のもとに、所得税額により決定されています。

一方、新制度では、保育所の利用者負担を市民税所得割額により決定する方法が示されています。

利用者負担の算定根拠を変更することにより、利用者の手続き及び市の事務が簡素化されるというメリットがあり、さらには事務ミスの防止につながることから、こども園の利用者負担の算定根拠を、所得税額から市民税所得割額へ変更すべきであると考えます。

なお、変更にあたっては、利用者に対する適切な周知を行い、現行の利用者負担に極力影響がないように設定する必要があると考えます。

②利用者負担の年齢区分について

本市のこども園における利用者負担は、０～２歳、３歳、４歳以上の３区分で設定されています。

一方、新制度では、０～２歳、３歳以上の２区分で設定することが示されています。

新制度への移行にあたっては、保育に係る費用を勘案するとともに、保護者に混乱をきたさないようにするため、利用者負担の年齢区分の設定は、現行を継承すべきであると考えます。

③保育時間による利用者負担の設定について

本市のこども園は、８：３０～１５：００を基本保育時間とし、基本時間を超える早朝・延長保育を利用する場合は、１時間ごとに保育料が設定されています。

一方、新制度では、利用者負担は、教育標準時間（４時間)、保育短時間（８時間)、保育標準時間（１１時間）により設定することが示されています。

本市の現行の保育時間による利用者負担の設定は、合理的かつ公平な制度となっており、また、これを変更することは園児、保護者及び園に混乱をきたすこととなるため、新制度移行にあたっても、現行を継承すべきであると考えます。

（２）新制度に移行する私立幼稚園・私立認定こども園・地域型保育事業の利用者負担について

①私立幼稚園（３～５歳児）及び私立認定こども園（３～５歳児）について

本市では、私立幼稚園及び私立認定こども園の幼稚園部分については、公私立間の格差是正のため、国の就園奨励費補助制度に市で上乗せすることによって、こども園と同等程度の利用者負担となるようにしております。

これにより、すべての就学前の児童に対して等しく幼児教育・保育の提供を受ける機会が保障されており、今後も継承されるべきです。

したがって、私立幼稚園及び私立認定こども園の３～５歳児の利用者負担は、こども園と同等とすべきであると考えます。

②私立認定こども園（０～２歳児）について

現行の私立認定こども園の保育所部分については、本市のこども園と同額の利用者負担を設定しております。新制度移行後も、本市のこども園と同等の利用者負担とすべきであると考えます。

③地域型保育事業（０～２歳児）について

国において、施設・事業の種類を問わず、認定区分ごとに同一の利用者負担水準が示されており、国に準じ、本市のこども園と同等に設定すべきであると考えます。

（３）今後の課題について

①利用者負担の多子軽減の取扱いについて

利用者負担の多子軽減の取り扱いについては、現行のこども園と新制度において国が示す取り扱いが一部異なります。新制度への円滑な移行のため、当面は、現行と同様とすべきと考えますが、新制度移行後、整合を図るよう検討する必要があります。

②利用者負担の算定根拠に係る年少扶養控除の取扱いについて

平成２２年度に所得税法の改正が行われ、所得税及び住民税の年少扶養控除が税額算定の対象外となりましたが、保育料の算定及び就園奨励費の階層区分の決定においては、税法改正後も、年少扶養控除を考慮することとされていました。

新制度への移行にあたって、国は、利用者負担の算定根拠に年少扶養控除を考慮しないこととして検討しています。今後、国の方針が決定し次第、適切な対応をしていただくようにご配慮願います。

③利用者負担の改定について

本市のこども園の利用者負担は、平成２０年４月に改定され、すでに６年が経過しております。新制度移行後においては、多子軽減の取扱い等を含め、新制度との整合を図るとともに、適切な利用者負担となるよう改定を検討する必要があると考えます。